

# P T A 等共済だより

第31号  
2015/8/31発行  
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課P T A等共済室  
直通電話： 03-6734-2971  
メール： pykyosai@mext. go. jp

## ■見舞金給付事業と共済事業等の違い

各地で開催される研修会において、「P T A等共済法に基づく共済事業の法的位置づけ」というテーマで説明をさせていただく場合が多くあります。今回は、これまでにP T Aや青少年教育団体並びにこれらの特定関係団体（安全互助会や安全振興会等）が実施していた見舞金給付事業とP T A等共済法に基づく共済事業の違い等についてご紹介したいと思います。

### 保険見舞金共済の違い

平成17年の保険業法改正前、P T A等は独自で会員を対象とする見舞金給付事業を実施しておりました。これがいわゆる「無認可共済」と呼ばれたもので、保険業法の適用除外に該当するものでした。

「保険事業」「見舞金給付事業」「P T A等共済法に基づく事業」の違いについては、次の表のとおりです。

現在、会員の病氣や怪我に対して補償する「見舞金給付事業」は、団体内部の福利厚生の一環としての慶弔見舞金と考えられ、その金額が社会通念上妥当であると思われる少額（10万円以下）であることから、保険業法の適用を受けないと考えられています。給付金額が10万円を超えるものについては、慶弔見舞金の範囲を超え、保険業法違反に該当する可能性があるため注意が必要です。

また、「保険契約」とは、「保険契約や共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（保険給付）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む）を支払うことを約する契約（保険法第2条）」と定義されていますが、この保険契約の保険者として事業する者は、保険会社の許可を得る必要があります。「一定の事由の発生可能性に応じた」も単に事由発生を根拠として給付するのではなく、危険率等を考慮するなどをするような場合も「保険契約」に該当してくるのではないかと考えられます。

このように、「保険事業」「見舞金給付事業」「P T A等共済法に基づく事業」は、それぞれ根拠となる法律が異なっており、契約関係や保険料（共済掛金）の徴収や返還等、それぞれの法律で定められている権利義務も異なります。これらを明確に区別して事業を行い、経理する必要があります。保険業法改正前にできていた取扱いが、保険業法改正後又はP T A等共済法の認可後にできない又は制限がある場合もありますので、これらは全く別の物として捉えるのが適当であるかと思われます。

### 保険業法の適用除外にあたる主なケース

- 制度共済（農協、生協等）
- 地方公共団体が住民を相手方として行うもの
- 一の企業内の共済
- 一の労働組合内の共済
- 子会社が、親会社及びその子会社を相手方として行うもの
- 一の学校内の共済
- 一の町内会の共済
- これらに準ずるものとして政令で定めるもの
- 1,000人以下の者を相手方とするもの

また、保険や共済を事業として行う法人については、内部管理態勢の確立、コンプライアンス、個人情報管理、リスク管理等についても求められています。

以上、2回にわたって、「P T A等共済法に基づく共済事業の法的位置づけ」という観点から、法成立の経緯や、これまでの見舞金や保険との違いについてご紹介してまいりました。

## ■おしらせ

- ・ P T A等共済法だより第31号の発行が遅れましたこと。お詫び申し上げます。
- ・ F A Qコーナーについては、今回お休みさせていただきました。
- ・ 今年度に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。
- ・ 認可済団体のある府県教育委員会で、業務報告書に関するお問い合わせ、立入検査等の相談や支援が必要な場合もお早目に御相談下さい。



認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：9月30日＞

## ■ 共済団体のご紹介

### 一般社団法人札幌市PTA共済会（共済事業開始：平成24年4月）



札幌市PTA共済会が入る  
札幌市生涯学習総合センター（ちえりあ）

札幌市PTA共済会は、保護者と学校で構成されるPTAの基本的な主旨である、子どもを皆で見守り、助け合うということに備える共済金と補償という形で運営されているもので、一般社団法人として設立4年目になります。札幌市立の幼・小・中306単位PTAが加入し、134,000人の園児・児童・生徒の学校管理下外の傷害、118,000世帯のPTA活動中の傷害を補償する大組織となっております。年々、事故報告件数、補償額とも増加傾向にあり、これは事故そのものの増加、共済補償の周知、いずれも要因として考えられますが、いずれにせよ年間三千件余の事故に対する共済補償の支払いがなされている事実があります。

共済の事故補償は本来の事業として確実に実行されていくことはもちろんですが、事故が起きないことを目指すべきかと考えます。共済会としては今後、事故防止やその意識啓発に力を入れて行くことも考えており、共済会加入者の皆様にも知恵をお借りして、保護者、子ども達に密着した活動を展開できたらと思っております。

現在、子どもを取り巻く環境は、社会インフラの充実とは反比例するかのように厳しさを増しています。このような難しく複雑な環境や時間を共有する私達にとって、子どもが安全に教育を受けられるよう願うと共に、共済会が微力でもそれに貢献できるよう努力していきたくと思います。（事務長：山田貢嗣）

### 一般財団法人大阪府子ども会育成連合会（共済事業開始：平成24年4月）

一般財団法人大阪府子ども会育成連合会（府こ連）は、平成24年4月1日に共済事業を開始して今年度で4年目に入りました。この間には各市町こ連への共済制度及び実際の加入・請求の説明を行ってきました。

子ども会への加入者が年々減少していることが子ども会全体の課題となっています。今年の安全教育推進研修会では、大阪府警察本部の府民安全対策課の子ども・女性安全対策係の皆様にお越し頂き、「子ども会活動における防犯対策と犯罪防止」というテーマで前半は子どもを巻き込んだ犯罪事例から地域で守っていかねばならない重要性をお話いただきました。後半は小グループに分かれてクロソードをしました。問題の提起にそれぞれの考え方を認識して、自分とは違う意見を聞くことでその問題内容をより理解し深めていくというものです。地域の子どもは地域で守るということを再認識する研修でありました。



安全教育推進研修会の様子

また、スポーツ活動等の子ども会活動の事故防止についても対策が重要であると考えていますことから、安全教育推進研修会や府こ連の機関紙「子ども会大阪」等で、今後も啓発活動の事業を実施していきたくと思っています。（事務局次長 樋口尚）



「子どもの安全見まもり活動」  
参加を呼び掛けるチラシ

### PTA等共済室

- 8月7日（金）～8日（土）第53回全国国公立幼稚園・子ども園PTA連合会全国大会・愛知大会（名古屋市・丹羽副大臣、津金視学官、下田補佐）
- 8月19日（水）～20日（木）第65回全国高等学校PTA連合会全国大会・岩手大会（滝沢市/盛岡市・下村大臣、局長、課長、下田補佐、会田、三上）
- 8月20日（木）～22日（土）第63回日本PTA全国研究大会・札幌大会・特別第2分科会（札幌市・赤池政務官、局長、室長、吉谷、会田、松田）
- 8月29日（土）～30日（日）山口県PTA連合会共済制度勉強会（山口市・吉谷）



山口県PTA連合会  
共済制度勉強会

### ■ 業務報告書を拝見して・・・

先日、認可団体の平成26年度の業務報告書を拝見させていただきました。事業報告書部分について気がついたことをお知らせいたします。次年度以降の参考といただければと思います。

- ・「共済会計」にかかる財産や損益の状況が明記されていない。また、共済事業を複数の会計区分に分けている場合、どれが「共済会計（共済掛金を収入として事業しているもの）」なのか判断しにくいものがある。
- ・加入者数（被共済者数）、共済金支払（件数・金額）等基本的な情報が読み取れないものがある。
- ・規則第30条で記載している項目を満たしていない。
- ・各種準備金等については、算定過程を記載していただくのが望ましい。

■ 編集後記 共済団体やPTAの皆さんも加入や総会等の多忙期も一段落し、少しずつ研修等の依頼も増えてきました。先月は、北（札幌）と西（山口）でしたが、東京が雨で涼しく感じる分、札幌も山口もとても蒸し暑く感じました。このところは、東京に戻るたびに、寒いと感じています。先日は、山口県を訪れました。山口には、萩焼という焼き物があります。萩焼は、茶器としての陶器で有名であり、粗めの土を用いた素朴で土を活かした独特の風合いです。陶器の場合は、手に馴染んでくる感覚がありますが、使えば使うほどに器の色合いがだんだんと変化し、なんとも言えない味わいを醸すようになる「萩の七化け」も特徴です。

私が使っている「三段表」も5年目を迎え、経年による日焼け、使いしわ、メモ等で、いい風合いになってきています。最近では、見なくてもある程度のことは対応できますが、法律に基づくものである以上、迷ったりや確信が持てないときは、まずは三段表（原点）に戻ります。共済室の先輩の「私たちの仕事は法律に基づき行うもの」との言葉と「何事も大元まで辿らないと大事なことを見失うもの」を心がけて。（PTA等共済室：吉谷）

